

第1回鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会 議事録
(対象施設：大山青年の家)

- 1 日時 令和5年6月12日(月) 午前9時30分から午前10時30分まで
2 会場 まなびタウン東伯 第2会議室
3 出席者 岩田委員長、高田副委員長、齋藤委員、矢倉委員
社会教育課 西尾課長(オンライン)、上村課長補佐、岡本係長、尾崎

4 概要

(1) 会議の開催

施設担当委員5名中4名の出席により定足数を満たし、会議が成立。

(2) 鳥取県立大山青年の家指定管理者募集要項(案)について

事務局>施設の設置目的をはじめ要項、仕様書、審査表など資料の構成等について概要を説明。
(概要説明に質問なし)

委員長>先程の説明について何か御質問等があればお願いしたい。

委員>業務仕様書の別紙1の清掃業務の仕様書についての説明で以前はかなり詳細に仕様を定めていたが、性能発注に改めたということだがその変更の理由は何か。

事務局>従来の仕様は清掃箇所、清掃器具、清掃の方法、清掃回数(頻度)などを詳細に定めていたが、次期から性能発注に改めることにした。性能発注とは発注者が求める業務水準(ほこり、ごみ、汚れが無いようにするなど)を示し、それを実現するための方法や手段は任意とし、箇所ごとの清掃の頻度を応募者に提案してもらうもの。

委員>月によって使用頻度が異なると思うが、月1回の清掃と提案した場合は毎月行わなければならないのか。

事務局>作業基準提案書では月1回のように頻度を提案して頂くが、基準なので例えば繁忙期には2回、閑散期には0回であっても年12回以上実施されれば要件は満たすものと考えていただければ良い。

委員>給食会への調理業務の委託ということがあるが、仕様書等の中に明記しておく必要があるのではないか。また、必要に応じて連携しながらやっていくということもどこかに盛り込んでおく必要があるのではないか。

事務局>給食会への業務委託は指定管理者に明記している。給食会との連携にかかる文言は盛り込ませていただくが、事務局に一任願えないか。

委員一同>文言は事務局一任で差し支えない。

委員>先程光熱費の高騰の話があったが、コロナ対策の関係等について県の対応が書き込めないか。

事務局>光熱費の高騰は、財政課とも協議済みだが、それ以外の予算対応については予算の裏付けがないので、要項への記載はできない。どうか御理解いただきたい。

委員>給食会への委託料見込みが資料15にあるが、食材費の高騰も深刻になってきているので利用者から徴収する食費を指定管理者が大きく上げていた場合はどうするのか。

事務局>食材費が上がっても指定管理者の財源から給食事業の補填をするということはない。しかしながら、御指摘いただいたとおり食材費の高騰もあり、現在、県で食費の見直しを検討している。

委員>食費は誰が決めるのか。

事務局>県が決める。

委員>ウクライナの戦局もあり小麦のさらなる高騰も見込まれている。どれぐらい食費を上げるか積算も難しい。

委員>先日、大山青年の家の所長から話を聞いたのだが、以前は1200食が収益分岐点だったが、新型コロナウイルスが蔓延して食事の提供数が半分以下まで激減した。県でもなんらかの対策をとったのだろうか。

事務局>委員御指摘のとおり令和2年度からそのような状況であり、赤字差額については県の方で指定管理料を増額して令和5年度まで補填することとしている。

委員>経済状況の変化による対応については協定書に盛り込まれているのか。

事務局>県及び指定管理者の責任分担を明示しており、急激で著しい物価変動については、県及び指定管理者で協議を行うこととしている。

委員>追加で補填などを行う場合は、議会の議決が必要になるのか。

事務局>お見込のとおりである。

委員長>それでは事務局から特に委員の意見を伺いたい箇所について説明願いたい。

事務局>先に開催した県立生涯学習センターの審査会の際の委員の御意見も踏まえ資料の修正を含み5点について御意見を伺いたい。

第1に、応募要項18の添付資料に過不足はないかということ。

第2に、資料3の収支状況に、①コロナ禍の影響がなかった時の状況を参考に追加すること。②コロナ禍や光熱費高騰に係る特殊な追加費用の額を明示すること、③収支差額の欄を設けること。

第3に、資料11の修繕実績に県が直営で行った大規模修繕工事の情報と次期指定管理期間に計画している工事の情報を追記すること。

第4に、業務仕様書の2 人員体制に過不足がないかということ。

第5に、審査表の審査項目や配点の適否について。

以上、5点について御意見を伺いたい。

委員長>第1から第3までは、特にこの内容で良いと思うが、第4の人員配置に関してはどうか。

委員>事務局もおそらく現場から意見を聞いていると思うが、所長から話も伺ったところ特段現行の指定管理者の体制で困っていることはないとのことだった。

委員>小中高以外の社会教育的な利用者であるとか、あるいは外国籍の方とか、今後色々関わってくるかもしれないが、現状ではこれぐらいの人員かということ。

委員>コロナ禍で利用は減ったが、所長に聞いてみると3家族ぐらいの小規模の利用が増えているということと、特別支援を要する子どもさんの放課後デイサービスの利用団体が沢山増えているが、これらの日帰り利用が随分増えている。

委員>人員体制はコロナ禍前の体制で良いか。それであれば、利用者が元に戻っても対応は可能と考えられる。

委員長>それでは審査表の検討に移るが、意見はあるか。特にこれまで不都合はなかったということの良いか。

事務局>不都合はなかった。

委員>選定基準3の③県の委託料額の多寡とあるが、指定管理料は決まっているのではないのか。

事務局>募集要項記載の金額は5年間の上限額。その範囲内でどれだけのことが出来て、費用をいくら抑えられるかを提案してもらう。

委員長>そのほかに意見はあるか。無いようであればそのほかに御質問や御意見を願いたい。

委員>指定管理を行う際に、県は税金を投入するわけだから少しでも安い業者が、もちろんサービスも大事だが、同じようなサービスなら少しでも安いところになると思うのだが、他の施設でも金額面の配点は5点程度なのか。

事務局>説明不足だったが、県の委託料額の多寡は5段階評価に倍率欄の数値を乗じるので最高10点になる。

委員>委託料額の多寡はどのように採点するのか。

事務局>審査表の評価に係る留意事項の4にあるように原則、県の示す上限額と最低金額を提示した者の間の金額差を5分類して、機械的に評価することとしている。

委員>他にも機械的に評価が決まる項目があるのか。

事務局>留意事項に記載の項目については、機械的に評価が決まってくる。

委員長>その他に御意見はあるか。

委員>申請書様式等に誤植や字体違いがあったので、公募までに再点検をして置いて欲しい。

委員長>ほかに意見はあるか。無いようであれば給食会との連携に関する文言は事務局に一任するとして、あとは誤植などを確認してもらいたい。議事は以上なので進行を事務局に返す。

事務局>御審議に感謝申し上げます。今後6月中旬に募集を開始し、次の審査会を8月中旬に予定している。また日程調整をさせていただくのでよろしく願いたい。以上をもって鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会を閉会する。 以上